

NISAって?①～

近頃 NISA (ニーサ) という言葉を耳にしたことはありませんか? 『どうやら、株を売買した時の税金が安くなるお得な話みたい!』『銀行の人が勧めてくれたから口座だけつくってみようか、でも本当はよくわからない』といった方もいるのではないのでしょうか。今回と次回でこの NISA についてみていきます。

1 NISA とは

NISA の正式名称は『少額投資非課税制度』といいます。平成 25 年現在、投資により得た分配金や譲渡益については、10.147% (復興特別所得税含む) の税率となっていますが、この税率は平成 15 年に 10 年間限定で導入された軽減税率制度が適用されており、H25 年 12 月 31 日をもって終了します。直接は関係ありませんが、その不満をそらすために (?) 優遇制度であるこの NISA が平成 26 年 1 月からスタートするわけです。

NISA の由来は、イギリスの ISA (Individual Savings Account) という制度がモデルになっており、NIPPON 版 ISA で NISA としたようです。本家 ISA は、今ではイギリス国民の約 4 割がこの制度を利用しており、資産形成・貯蓄の手段として一般的に広く認知されています。しかしこの制度が確立するまでには、改正が繰り返された結果、7 年の歳月がかかったそうです。日本版の NISA についても、スタートする前から既に平成 25 年税制改正大綱 (もうすぐ発表があります) において改正が織り込まれることが既に発表されていますが、まずは現行の制度から押さえていきましょう。

2 制度の概要

(1) 開設時

- ①対象者・・・日本国内に住所を有する居住者で、口座開設をしようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人
- ②非課税対象・・・上場株式や株式投資信託・不動産投資信託等の配当金及び売買益
- ③手続き・・・金融機関に NISA の非課税口座を開設します。非課税口座は、勘定設定期間ごとに 1 人につき 1 つの金融機関でしか申込み・開設することができません。

※ 勘定設定期間とは、非課税口座内に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間のことをいいます。

	勘定設定期間
i	平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで (4 年間)
ii	平成 30 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで (4 年間)
iii	平成 34 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで (2 年間)



- ④口座開設可能期間・・・平成 25 年から 10 年間
- ⑤非課税期間・・・最長 5 年間で途中売却は可能
- ⑥課税投資額・・・毎年新規投資額で上限 100 万円

※ 現在特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移して非課税措置の適用を受けることはできません。

(2) 5 年経過時

- ⑦特定口座や一般口座に移す又は売却することになります。

ただし、平成 35 年までであれば新たな非課税枠へ移行することで、最長 10 年間この制度を利用することができます。新たな非課税枠へ移行する場合も、やはり限度額は 100 万円分であるため、非課税期間満了時に 100 万円を超えていた場合には超える部分は特定口座や一般口座に移すか売却することになります。

カツオ『僕が 20 歳になったら残り 1 年しかないよ。かと言って、マズオ NISA んはアテにならないし・・・』